

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部助成

市では、人と猫(動物)との調和のとれた共生社会の実現と快適な生活環境を保持するため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせようとする市民の方を対象に、手術費用の一部を補助します。望まれない繁殖を防ぐため、また、小さな命が殺処分されることのないよう、ぜひ本制度をご利用ください。

【助成対象者】 市内に住所を有する個人、または自治会等団体。

【助成対象猫】 市内に生息する飼い主のいない猫(飼い猫、および手術実施済の猫は対象外)。

【助成頭数】 申請の上限頭数は、個人5頭まで、団体10頭まで。

【助成額】 1頭につき上限10,000円(メス・オスとも)

【申請受付】 8月2日(月)から、保健センターで受付開始。

【助成金交付までの流れ】

- ① 交付申請： 所定の申請用紙(保健センター、市役所 1 階案内窓口、各住民センターおよび公民館 備え付け、または市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入の上、保健センターに提出してください。
- ② 助成決定
 - (ア) 8月2日(月)から13日(金)までの期間に申請された方から、抽選により予算の範囲内で助成を決定します。
 - (イ) 上記の抽選枠で助成予算上限に達しなかった場合は、8月16日(月)から先着順で申請を受け付けます(先着枠の有無は8月13日(金)に市ホームページで告知)。受付期間は10月29日(金)までですが、それ以前でも予算がなくなり次第終了となります。
- ③ 手術の実施： 助成の決定通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、動物病院で手術を受けてください。その際、再手術を避けるための「耳Vカット処置」を必ず受けさせてください。手術に係る費用は、まず病院で全額をお支払いいただきます。
- ④ 手術の実施報告： 手術を受けた日の翌日から起算して14日以内に、所定の実績報告書を提出してください。
- ⑤ 助成金の交付： 交付金額の確定後、所定の請求書を提出してください。ご指定の口座に助成金を振り込みます。

【その他】 ※誤って飼い猫を手術することがないように、対象となる猫が生息する地域の住民への聴き取りや首輪等の確認など、事前にしっかりと行ってください。

※本助成とは別に「飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術費用の一部助成」は10月から受付を開始する予定です。

問い合わせは 保健センター ☎22-1590